

富 教 学 号 外
令和3年4月8日

保護者の皆さまへ

富士宮市教育委員会
(教育部・学校教育課)

就学援助制度について

就学援助制度とは、経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等を富士宮市が援助する制度です。

1 援助を受けられる方

富士宮市に住所があり、小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の理由により教育委員会が審査し認定した方です。

(1) 要保護児童生徒

児童又は生徒の保護者が、生活保護法の規定による要保護者である場合、福祉事務所長が生活保護を決定したことに基づき認定します。

(2) 準要保護児童生徒

児童又は生徒の保護者が、要保護者に準ずる程度に生活が困窮している場合、世帯構成、家庭状況、収入状況、民生委員児童委員・学校の意見を踏まえ、総合的に審査し認定します。

(具体的な例)

- ・母子又は父子世帯で児童扶養手当を受給しており、経済的に苦しい世帯
- ・世帯全体の収入が少ないため、経済的に苦しい世帯

2 援助の内容

要保護児童生徒…生活保護費で支給されない修学旅行費及び医療費の一部

準要保護児童生徒…学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の一部、学校給食費、オンライン学習通信費

3 申請方法

就学援助申請書（用紙は学校にあります）に記入、押印のうえ、申請書を学校に下記期限までに提出してください。

4 相談先

就学援助のことを詳しく知りたい方や就学援助を希望される方は、お子様が在学している学校へご相談ください。

5 申請期限 令和3年4月16日（金）までに学校へ提出してください。

6 その他 昨年度に継続認定申請が済んでいる方は、今回提出の必要はありません。